法令適用事前確認手続 (照会書)

平成 24 年 4 月 12 日

国土交通省総合政策局建設業課長殿

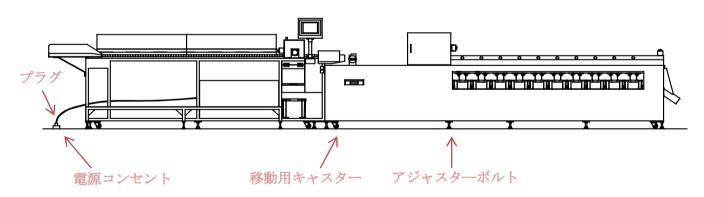
照会者名 行政書士 今東幹生 住所 岡山県岡山市東区西大寺松崎 528

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答 に当たって必要とされる場合にあたっては、照会及び回答内容並びに照会者名)が公表さ れることに同意します。

記

- 法令名及び条項
 建設業法第3条第1項
- 2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
 - (1) A 社は、省力化機器のマーケティング・商品企画・販売をしている会社である。 今般、選果をしている B 法人から、選別機の新規設置の注文を受けた。
 - (2) この注文は、A 社が B 法人に対して C 社が製作する選別機(A 社による商品企画)を販売し、C 社が A 社に代わり新規に搬入設置する注文を受けたもので次の形態からなる。ただし、C 社は建設業の許可を受けている業者である。
 - ① フロア上に選別機を新規設置する。



- (3) 設置は次のような作業からなる。
 - ① 分割された部品(3~4部品)を搬入し設置フロアにて組み立てる。
 - ② 人手で選別機を任意の位置まで移動させる。
 - ③ アジャスターボルトで高さ調整し据え置きする。
 - ④ プラグを電源コンセントに差し込む。※フロアや建物の壁等に一切工作を加えない。

- 3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠
 - (1) 見解

A社は、上記作業を請け負うにあたり建設業の許可を受ける必要はない。

- (2) 根拠
 - ① 建設業の許可は、建設工事 (=建設業法第 2 条の「土木建築に関する工事) の完成を請け負う営業を行なう場合に必要とされている。 ところが本件作業は
 - (ア) 選別機は容易に移動できることが前提として製作されており、装置底面にキャスターがついているため、人力で移動させることが可能である。
 - (イ) 選別機の設置はアジャスターボルトで調整し据え置きするものである。
 - (ウ) 配線はプラグを電源コンセントに差し込むだけであり、フロアや建物 の壁等に一切の工作を加える必要がない。
 - ② 前記の作業の実態からすると本件注文に関わる作業は、単に動産を室内に 搬入してフロアにいつでも移動できる状態で据え置き、プラグを電源コン セントに差し込むだけであるから「土木建築に関する工事」に該当するとは 考えられず建設工事ではないと思料する。
 - ③ A 社は B 法人に対して完成された単独装置の販売営業を行っており、装置は置いてコンセントを差し込むのみで一般に販売されている電化製品と同等な扱いである。
 - ④ 搬入設置作業は C 社が行う。 C 社は建設業の許可(機械器具設置工事業)を 得ているが、本件内容は C 社も建設業の許可を必要としないと思われる。
- 4. 公表の延期の希望 希望しない。
- 5. 連絡先

岡山県岡山市東区西大寺松崎 5 2 8 行政書士今東幹生事務所

TEL 086-238-6871

 $E \rightarrow \mathcal{V} \longrightarrow \mathcal{V} \quad info@gyocon.com$

上記メールアドレスへご連絡を賜りますようお願いします。

以上